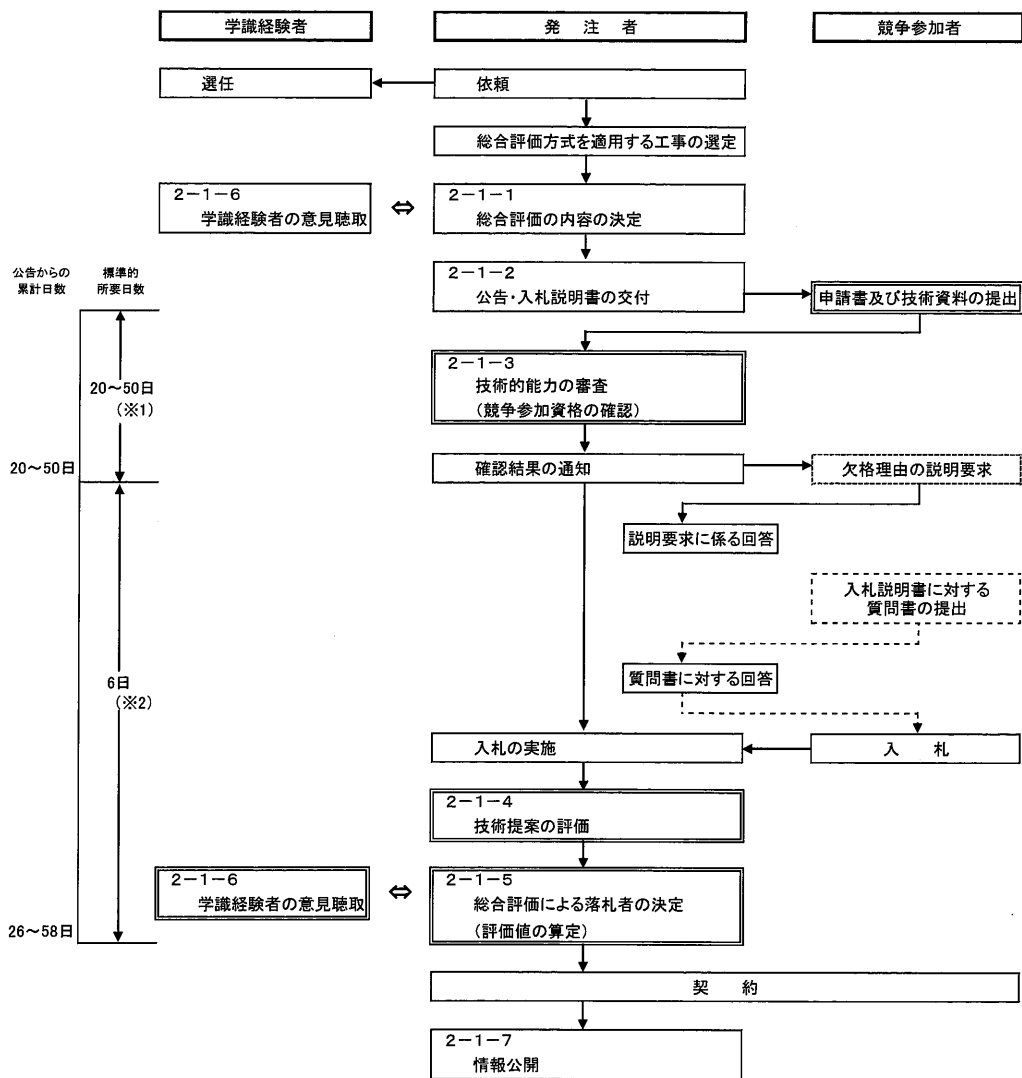


2-1. 簡易型

簡易型総合評価方式を一般競争入札で実施する場合の手続きの流れを図 2-1. 1 に示す。以下、この図に従って、発注者が総合評価方式を実施する場合に必要な事項を説明する。

なお、図中の二重線で囲まれた手続きは、「公告・入札説明書の交付」から「総合評価による落札者の決定」までの所要日数のうち、総合評価方式を実施することによって通常の一般競争入札よりも所要日数が増える要因であることを示している。



※1 申請書及び技術資料の提出までの日数10~30日を含む
 ※2 休日を含まない

図2-1. 1 総合評価一般競争入札(簡易型)の手続き

2-1-1. 総合評価の内容の決定

1) 評価項目の設定

先ず、評価項目の設定を行う。発注者は評価項目の選定にあたり、当該工事の種類や場所、特殊条件などを勘案し、想定される評価項目の中で、工事実施によって影響を受ける周辺住民や水道の利用者にとって価格以外の要素でメリットのある項目を選択する。

表2-1. 1に簡易型総合評価方式における評価の視点とその意義を示す。

表2-1. 1 評価の視点とその意義(簡易型)

企業への期待	評価の視点	意義	備考
企業の技術力	簡易な施工計画	適切かつ確実に工事を遂行する能力の確認	必須項目
	企業の施工実績		
	配置予定技術者		
	施工体制		
企業の信頼性・社会性	地域精通度	地域社会の中で工事を円滑に実施する能力の評価	必要に応じて設定

※ 簡易型においては、簡易な施工計画を技術提案として評価する

※ 上記のほかに適切な項目を評価項目として追加することが可能

表2-1. 2に水道工事における簡易な施工計画の評価項目と具体的内容として考えられる例を、表2-1. 3に簡易な施工計画以外の評価項目の例を示す。

表 2-1. 2 水道工事における簡易な施工計画の評価項目と具体的内容の例

評価の視点	評価項目	具体的な内容
簡易な施工計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性
		工期設定の適切性
	品質管理に係わる技術的所見	水質汚染防止上必要な配慮
		材料の保管、取り扱いの適切性
		施工記録の方法・頻度の適切性
		現場溶接、現場塗装の確実性
		コンクリートの水密確保の確実性
	施工上の課題に対する技術的所見	配管の施工に関する適切性
		土留め等仮設方法の安全性
		騒音、振動などの環境への配慮
		発生土等再利用の適切性
		廃棄物処理の適切性
		地下埋設物の保護に関する配慮
		交通安全管理の適切性
		施工安全管理の適切性
	施工上配慮すべき事項	(予め設定しておく項目の例は、施工上の課題と同等)



「施工上の課題に対する技術的所見」と「施工上配慮すべき事項」

施工上の課題に対する技術的所見

発注者が施工上の課題と考える事項を具体的に提示して、その課題への対処方法を競争参加者に求める。

施工上配慮すべき事項

発注者が項目を設定して技術的提案を求めるものではなく、入札参加者に「施工上配慮すべき事項」の設定を求め、設定理由とともに対処方法の提案を求めるもの。

評価基準を予め定めておく必要があるため、提案を求める時点では、発注者が施工上配慮すべきと考える事項とその対処方法の双方を設定しておく必要がある。入札参加者から提案された配慮すべき事項が、予め設定していた項目と一致するか、また、その対処方法が妥当であるかを評価する。

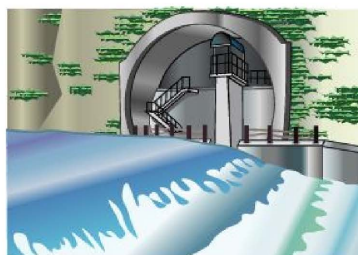


表 2 - 1 . 3 簡易な施工計画以外の評価項目の例

評価の視点	評価項目
企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無
	過去2年間の工事成績評定点の平均
	過去2年間の優良工事表彰の有無
	ISO9001・14001の取得状況
	当該工事の関連分野の実績の有無(特許権、実用新案権の取得)
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制
配置予定技術者	主任(監理)技術者の保有する資格
	過去10年間の主任(監理)技術者の同種工事経験の有無
	過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点
	過去10年間の現場代理人の同種工事経験の有無
	過去2年間の現場代理人の工事成績評定点の平均点
	継続教育(CPD)の取り組み状況
	専門技術力、当該工事の理解度、コミュニケーション能力*
	過去2年間の優良工事、技術者表彰の有無
施工体制	品質確保の実効性(配水管技能者等の技能者の資格等)
	施工体制確保の確実性(人員、材料、機材等の確保)
地域精通度	地域内における本支店、営業所の所在地の有無
	過去2年間の近隣地域での施工実績の有無
地域貢献度	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無
	過去5年間のボランティア活動の実績の有無
その他	手持ち工事量

※ ヒアリングを実施する場合の評価項目

2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定

次に、価格と品質(技術)の総合的な判定指標である評価値の算定方法と、評価値の技術部分のウエイトとなる技術評価点を決定する。

評価値の算定方法は、加算方式又は除算方式を基本とするが、これらの方法以外に発注者が適切と考える方法がある場合は、その方法を用いてもよい。

また、技術評価点については、各発注者が工事の特性に応じて適切に設定することとされている。しかし、加算、除算いずれの方式においても、価格と技術に関する点数のバランスが適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに注意が必要である。

以下に加算方式と除算方式の比較を示す。

(1) 加算方式

① 評価値の算定方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の算定方法の一例

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 技術評価点の設定の考え方

上記により価格評価点を算出する場合は、技術評価点の満点を10～30点の範囲で決定する。

④ 特徴

価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味した指標。

(2) 除算方式

① 評価値の算定方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(基礎点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

② 技術評価点の設定の考え方

標準点は競争参加者の技術提案が、発注者の示す最低限の要求要件を満たした場合に100点とする。

加算点の上限は、次表を標準とする。

標準的な加算点

総合評価方式	加 算 点	
	一般的な場合	施工体制を評価する場合※
簡易型	10～30点	10～50点
標準型	10～50点	10～70点
高度技術提案型	50点～	—

※ 技術評価点に「施工体制評価点」30点を追加設定する。

③ 特徴

Value for Moneyの考え方によるものであり、価格あたりの工事品質を表す指標。技術評価点を入札価格で除するため、入札価格が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。



「施工体制」を評価することについて

低価格入札の対策として施工体制を評価項目とする方針が、つぎのように出されている。

- ①「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について(国土交通省大臣官房地方課長, 他 平成18年12月8日)」

低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、当分の間、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することとした。

- ②「公共工事における総合評価活用検討委員会報告

～総合評価方式適用の考え方～(平成19年3月)」

低入札工事においては、工事成績評定における低評価や下請業者における赤字の発生が顕著となる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、施工体制の確保状況を評価項目の1つとすることが考えられる。



加算点と技術評価点

(活用ガイドライン策定時のシミュレーション結果)

不良不適格業者が、低入札価格調査制度の調査基準価格(予定価格×2/3～予定価格×0.85)に相当する価格で入札し、加算点あるいは技術評価点が0点の場合に、平均的な落札価格(予定価格×0.95と想定)にて、この最低価格者を上回る評価値を得るために必要な加算点又は技術評価点についてシミュレーションした結果を図2-1. 2に示す。

この図より、加算方式の場合には技術評価点が10～30点、除算方式の場合には加算点が10～50点必要となる。

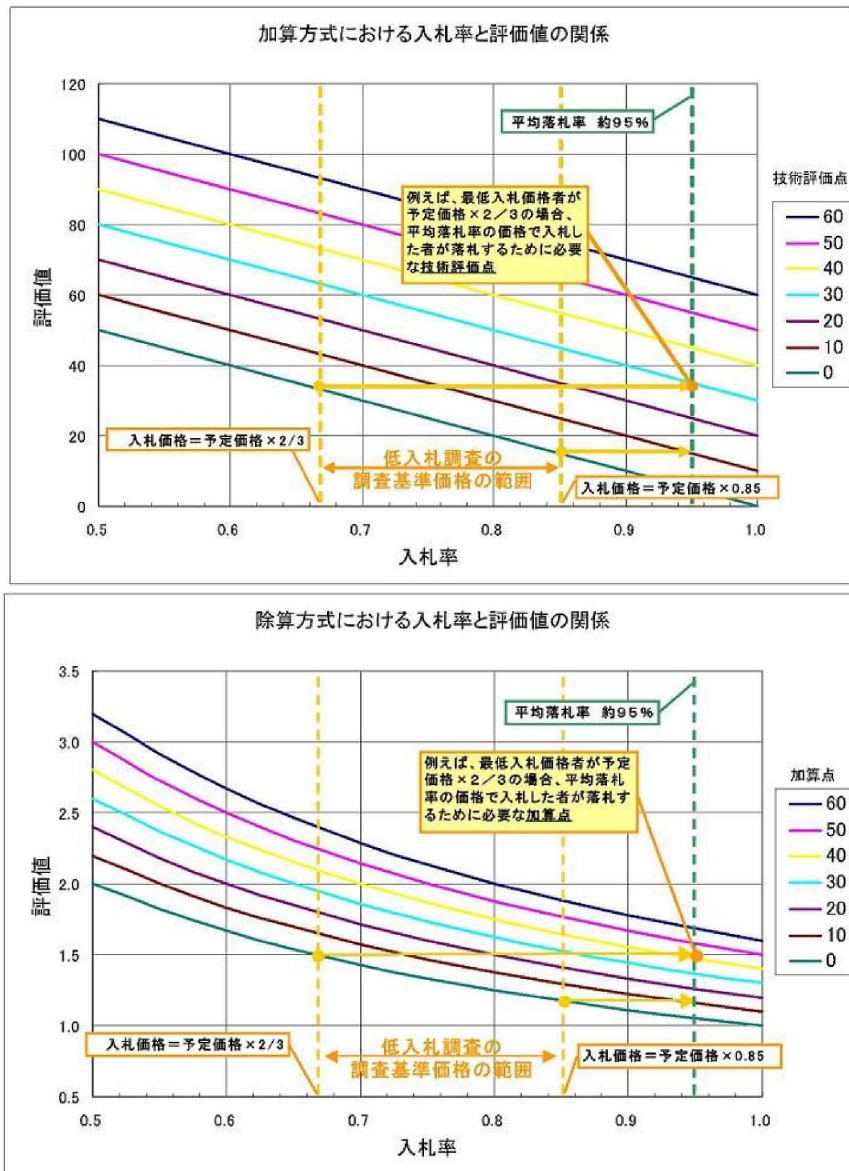


図2-1. 2 入札率と評価値の関係

「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」より



総合評価の方法に関する最近の動向

品確法が施行され 2 年余り経過した現在、国土交通省を中心に各地で総合評価方式の導入が進められており、これまでの実績等から、総合評価方法の見直しについて以下の方針が出されている。

①加算方式の適用拡大

- ・ 加算方式における評価値は、施工の確実性を実現する技術力を評価し加味する指標であり、工事品質の確保を図る簡易型への適用が考えられる。一方、除算方式における評価値は、価格あたりの工事品質を表す指標であるため、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る標準型及び高度技術提案型への適用が考えられる。
- ・ 除算方式は入札価格が低いと評価値が累加的に大きくなる傾向があるのに対し、加算方式は価格評価点と技術評価点をそれぞれ独立して評価するため、低価格入札が頻発する状況においては加算方式の運用拡大を図ることが望ましい。

②除算方式における加算点の拡大

- ・ 加算点が小さい場合には価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するため、加算点を拡大して設定することが望ましい。

「公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告

～総合評価方式適用の考え方～」より

3) 評価項目の評価基準・配点

(1) 最低限の要求要件

評価項目ごとに、必要に応じて最低限の要求要件を設け、この要求要件を満たしている場合のみに得点を与え、満たしていない場合に欠格とし、競争参加資格を認めないことができる。

(2) 評価項目ごとの配点

工事特性（工事内容、規模、要求要件等）や地域要件等に応じて適宜設定してよ

いとされているので、発注者がより重要と考える評価項目について、配点を重くする。

(3) 評価項目ごとの評価基準

評価項目の特性を踏まえ、評価項目の性能等の数値により定量的な評価が可能なものは数値方式で、数値化が困難な評価項目は判定方式または順位方式を採用する。

①数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に得点配分に応じた満点を、最低限の要求事項を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じて按分した点数を付与するものとする。

②判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、2段階、3段階等の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの評価項目値が該当する階層を判定し、それぞれに応じた点数を付与する方式。

この場合、例えば3階層（優／良／可）での判定では、標準的には、優に該当するものには満点、良に該当ものにはその50%、可は0点を付与するものとする。

なお、入札参加者の技術力が適切に得点に反映されるように、評価項目ごとに階層数やその判定基準を設定することが重要となる。

③順位法方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者の満点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

なお、この方式では、各入札参加者の性能等の分布により、得点の付与が過大または過少となるものが生じる可能性があるため、使用にあたっては十分な留意が必要である。

《開削工事（配水管布設 DIPφ100mm）の例》

(1) 工事の概要

本工事は、住宅街を通る市道において、既設の老朽管を更新するため、開削により配水管を200m布設し、既設管の配水管を撤去して、あわせて給水管の付け替えを20箇所行うものである。

施工箇所：市道○号（○○市××町△丁目□番地付近）

工 期：契約の日から○○日間

工事概要：配水管埋設工（NSφ100mm DP0.8m）	L=200m
給水管付替工（SUSφ20mm）	20箇所
仕切弁設置工（ソフトシールφ100）	3箇所
配水管撤去工（CIPφ100mm DP1.2m）	L=200m
アスファルト舗装工（t=5cm）	A=500m ²
路盤工（t=20cm）	A=500m ²

予定価格：15,000,000円

(2) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目			評価基準	配点	満点
企業の技術力	簡易な施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		工期設定の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		交通安全管理の適切性(一般通行車両及び歩行者)	現地の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	2.0	2.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上 80点未満	1.0	
			70点未満	0.0	
		配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0
2級土木施工管理技士	0.0				
過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり		1.0	1.0点	
	類似工事の実績あり		0.0		
過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点	80点以上		2.0	2.0点	
	70点以上 80点未満		1.0		
	70点未満	0.0			
企業の信頼性・社会性	地理的条件	地域内における本支店、営業所の有無	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	1.0	1.0点
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.5	2.5点	
活動実績なし	0.0				
その他	手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) =(当該年度受注額) ÷(過去3年間の平均受注額)	$A < 0.25$	1.5	1.5点
			$0.25 < A < 0.75$	1.0	
			$0.75 < A < 1.25$	0.5	
			$1.25 < A$	0.0	
合計点					20.0点

《工業計測器更新工事（電磁流量計更新）の例》

(1) 工事の概要

本工事は、水道本管400mmに挿入されている既設電磁流量計1台（使用期間〇〇年）を新設電磁流量計に更新するものである。

切換工事は、既存のバイパス管を用いて行い、撤去開始から新設流量計の据付配線完了までを4時間以内で行うことが求められている。

施工箇所：〇〇市〇〇地内〇〇配水池

工 期：着手指定の日から〇〇〇日間

工事概要：既設電磁流量計（1台）及びルーズフランジ撤去工	1式
新設電磁流量計（1台）及びルーズフランジ新設工	1式
変換器盤撤去工	1面
計装変換器盤新設工	1面
既設電源ケーブル、信号ケーブル撤去工	80m
電源ケーブル、信号ケーブル布設工	80m
仮設工	1式
雑工	1式
総合試運転調整	1式

予定価格：15,000,000円

(2) 評価項目、評価基準及び得点配分の設定

評価項目		評価基準	配点	満点	
企業 の 技術 力	簡易な 施工計画	施工計画の実施手順の 妥当性	現場の環境条件を踏まえて特 に考慮すべき事項が適切に記 述されている	3.0	3.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		工期設定の適切性	現場の環境条件を踏まえて特 に考慮すべき事項が適切に記 述されている	3.0	3.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		施工安全管理の適切性 (労働災害)	現場の環境条件を踏まえて特 に考慮すべき事項が適切に記 述されている	2.0	2.0 点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工 実績	過去 10 年間の同種・類 似工事の施工実績の有 無	同種工事の実績あり	2.0	2.0 点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去 2 年間の優良工事 表彰の有無	表彰の実績あり	1.0	1.0 点
			表彰の実績なし	0.0	
	配置予定 技術者の能力	主任(監理)技術者の 保有する資格	1 級電気工事施工管理技士 または技術士	1.0	1.0 点
			2 級電気工事施工管理技士	0.0	
過去 10 年間の主任(監 理)技術者の施工経験の 有無		同種工事の実績あり	2.0	2.0 点	
		類似工事の実績あり	0.0		
過去 2 年間の優良工事 技術者表彰の有無		表彰の実績あり	1.0	1.0 点	
		表彰の実績なし	0.0		
合計点				15.0 点	

2-1-2. 公告・入札説明書の交付

1) 公告に明示すべき事項

一般競争入札で総合評価方式を実施する場合、入札公告には通常の事項のほかに次の事項を加えて公告しなければならない。

- ・ 総合評価一般競争入札の方法による旨
- ・ 総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準

参照

地方自治法第 167 条の 10 の 2 第 5 項

普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項に及び第 2 項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

2) 入札説明書に明示すべき事項

一般競争入札において、公示後速やかに交付する入札説明書に追記すべき事項の例を以下に示す。

(1) 工事概要

- ・ 総合評価方式の適用の旨

(2) 競争参加資格（入札参加要件）

- ① 簡易な施工計画が適切であること
- ② 企業及び配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること
- ③ 企業及び配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること

(3) 総合評価に関する事項

- ① 入札の評価に関する基準
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価項目ごとの評価基準
 - ・ 得点配分
- ② 総合評価の方法

- ③ 落札者の決定方法
- ④ 評価内容の担保
 - ・技術提案内容の不履行の場合における措置
 - (再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨)
- (4) 競争参加資格の確認等
 - ① 提出を求める技術資料
 - ② 配置予定技術者のヒアリングの有無
 - ③ 競争参加資格確認結果の通知
- (5) 入札及び開札の日時
- (6) その他(技術資料の提出様式等)

なお、発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な施工計画の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件の明示の徹底を図る。

4. 参考資料に入札公告・入札説明書の例を示す。



提出を求める技術資料について

『2-1-1 総合評価の内容の決定』に従って設定した評価項目と、『2-1-3 技術的能力の審査(競争参加資格の確認)』の審査項目に関する技術資料の提出を求める。

2-1-3. 技術能力の審査(競争参加資格の確認)

技術的能力の審査は、表2-1.4の項目について審査し、審査基準(競争参加資格)を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めないものとする。

表 2-1. 4 技術的能力の審査項目と審査基準

審査項目		審査基準
簡易な 施工計画 ※1	工程管理に係わる技術的所見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の手順が適切であること ・ 各工程の工期が適切であること
	材料の品質管理に係わる技術的所見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者が指定した品質管理上の対応が適切であること
	施工上の課題に対する技術的所見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者が指定した施工上の課題への対応が適切であること
	施工上配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工上配慮すべき事項及び配慮方針が適切であること
企業の 施工実績	同種・類似工事の施工実績※2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が同種・類似工事の施工実績を有すること ・ 一定の工事成績評定点に満たない実績は認めないこともできる
	工事成績※2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしていること
配置予定 技術者の 能力	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者が求める資格を保有していること
	同種・類似工事の施工実績※2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること ・ 一定の工事成績評定点に満たない実績は認めないこともできる
	工事成績※2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしていること
献度地 度・地域 地域精 域通 貢	地理的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣地域での施工実績を有すること

※1 簡易な施工計画については、少なくともいずれか1つの項目を審査する。

※2 同種・類似工事については、当該工事の特性を踏まえ、工事目的物の具体的な構造や規模等を適切に設定する。他の発注機関における施工実績を認める等、新規参入企業を排除しないように留意する。施工実績及び工事成績については、CORINS 等のデータベース等を活用し、確認・審査する。



技術的能力の審査について

簡易型では、この技術的能力の審査は、技術提案の評価項目とほぼ同等の項目を基にして、競争参加資格の確認を行うものであるが、技術提案の評価の際に、技術的能力の審査と同様の審査を行うことになる。

また、一般的に企業の同種・類似工事の施工実績や配置予定技術者の資格等を制限(条件)付一般競争入札の競争参加資格の要件としている。

このため、競争参加資格の要件を設けている場合は、この要件の確認をもって技術的能力の審査をしていることとなる。



データベースの活用について

新規参入者を含めた業者の技術的能力の審査を公平かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の内容、成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。

これらのデータベースとしては、財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)の工事实績情報システム(CORINS)及び財団法人建設業技術者センターが運営している発注者支援データベースシステム等がある。



2-1-4. 技術提案の評価

簡易型は、発注者が示す仕様に基づき適切で確実な施工を行う能力を確認するものであるため、仕様の範囲内で必要となる知見や配慮を求めるべきであり、その仕様を上回る提案は必要範囲を超えるものとして評価しないように留意するとともに、その旨を入札説明書に明記する必要がある。

1) 評価項目ごとの点数付け（評価方法）

『2-1-1. 総合評価の内容の決定 3) 評価項目の評価基準・配点』に記載したとおり、あらかじめ設定した評価基準に基づき、入札参加者の技術提案を評価する。

簡易型の評価方法として、発注者があらかじめ設定したキーワードとの合致性や競争参加者から示された技術提案の有効キーワードの数により配点を按分する採用事例がある。この場合、入札参加者の当該工事に対する理解力、履行能力を評価する観点から適切なキーワードを設定し、評価することが重要である。

2) 技術評価点の算定方法

技術評価点（除算方式の場合には加算点）は、評価項目ごとに判定して得られた得点の合計をそのまま加算点とする「素点計上方式」と、評価項目ごとに判定して得られた得点の合計が最も高い者に加算点の満点を付与する「一位満点方式」が多く採用されているが、それぞれの技術評価点の算定方法の長所・短所に留意して選定する。表2-1.5に算定方法の概要を示す。

表2-1.5 技術評価点の算定方法

	概要	長所	短所
素点計上方法	各評価項目の得点(素点)の合計点を技術評価点とする方式	<ul style="list-style-type: none"> 得点差をそのまま技術力評価の差とすることができる。 加算点の価値は、競争参加者の技術力によらず不変である。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争参加者間における技術力評価に差がつきにくい。
一位満点方式	各評価点の得点(素点)の合計点が最高点の競争参加者に技術評価点の満点、その他の競争参加者には得点合計点に応じて按分して技術評価を与える方式。	<ul style="list-style-type: none"> 技術力が高い競争参加者を優位に評価することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に低得点の場合に、最高得点者を過大評価する可能性がある。 競争参加者の技術力により加算点の評価が変動する。
一位満点・最下位0点方式	各評価項目の得点の合計点が最高の競争参加者に技術評価点の満点、最低点の競争参加者には0点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて按分して技術評価を与える方式。	<ul style="list-style-type: none"> 技術力が高い競争参加者をより優位に評価することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、全体的に高得点の場合に、最低得点者を過小評価する可能性がある。 競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。

2-1-5. 総合評価による落札者の決定(評価値の算定)

『2-1-1. 総合評価の内容の決定 2) 評価値の算定方法の選択及び技術評価点の設定』で記載したとおり、あらかじめ選択した評価値の算定方法で評価値を算定し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

2-1-6. 学識経験者の選任・意見聴取

発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うために、地方公共団体においては、次の場合に、あらかじめ二人以上の学識経験を有する者の意見を聴くことが定められている。

- ①総合評価落札方式を行おうとするとき
- ②落札者決定基準を決めようとするとき
- ③落札者を決定しようとするとき

このため、事前に学識経験者を二人以上選任しておく必要がある。なお、基本方針において、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含むとされている。



意見聴取の工夫

- ① 発注者ごとに又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聞く場を設ける。
- ② 既存の審査の場に学識経験者を加える。
- ③ 持ち回りやEメールなどにより、個別に学識経験者の意見を聴取する。
- ④ 個別の工事ごとに学識経験者の意見を聞く場を設ける方法のほか、年度で学識経験者と契約し、複数の工事についての意見を聴取する。

参照 地方自治法施行令 第 167 条の 10 の 2 第 4 項

普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

地方自治法施行規則 第 12 条の 4

普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項(同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる次項に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- 一 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)を行おうとするとき 総合評価競争入札によることの適否
 - 二 総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき 予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なもの決定
 - 三 落札者決定基準を定めようとするとき 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- 2 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定により学識経験を有する者の意見を聞くときは、2 人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

また、総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後早期に公表する。

(1) 手続き開始時（入札説明書等において明記する事項）

①総合評価方式の適用の旨

②入札参加要件

③入札の評価に関する基準

- ・ 評価項目
- ・ 評価項目ごとの評価基準
- ・ 得点配分

④落札者の決定方法及び総合評価の方法

(2) 落札者決定後

①業者名

②各業者の入札価格

③各業者の価格評価点（加算方式の場合）

④各業者の技術評価点

⑤各業者の評価値

(3) 苦情処理

総合評価の審査結果については、入札参加者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった入札参加者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点を提供する。

技術提案書の内容については、入札参加者の知的財産であることを理解し、他者に提案内容に関する事項が知られないようにすること、提案者の子承なしに提案の一部を採用することのないよう発注者はその取り扱いに留意する。

2-1-8. 留意事項

技術提案の履行の確保に留意する必要がある。そのため、総合評価方式により落札者を決定した場合、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、提案内容の担保の方法について契約上取り決めておくものとする。

また、提案内容の不履行の場合には、工事成績評定の減点対象とする。

2-1-9. 市区町村向け簡易型

「公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告

～総合評価方式適用の考え方～」参照

簡易型の1つの方式として、施工計画の提出を求めずに、施工実績や工事成績などで企業の施工能力を評価する総合評価方式であり、企業の取り組み姿勢と過去の工事実績(工事成績)等を考慮し、より確実な施工が期待される工事を対象とする市区町村向け簡易型も提唱されている。

市区町村向け簡易型は、技術職員が少なく公共工事発注のための体制が十分に整備されていない市区町村においても、より簡易な施工計画を評価することを原則としつつも、技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さな工事において、施工計画を評価しない代わりに、工事成績や過去の同種工事の施工実績等が企業の施工計画を作成する能力を反映する指標と見なして総合評価を行うものである。

このような考え方にに基づき総合評価を行う場合は、技術力評価において工事成績が支配的になることが予想されるため、発注者は適切に工事成績評定を実施することが重要である。また、あわせて配置予定技術者の能力についてヒアリングを実施することが望ましい。

市区町村向け簡易型における評価項目の例を表2-1.6に示す。

表2-1.6 市区町村向け簡易型での評価項目例

評価項目			評価基準	配点	満点
企業 の 技術力	企業の 施工実績	過去10年間の同種・ 同類工事の施工実 績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成 績表定点の平均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上80点未満	1.0	
	70点未満		0.0		
	配置予定 技術者の 能力	主任(監理)技術者 の保有する資格	1級〇〇施工監理技士または技術 士	1.0	1.0点
			2級〇〇施工監理技士	0.0	
		過去10年間の主任 (監理)技術者の施 工経験の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の主任 (監理)技術者の工 事成績評定点の平 均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上80点未満	1.0	
			70点未満	0.0	
		技術者の専門技術 力(ヒアリング)	実績として挙げた工事に中心的・主体的 に参画し、創意工夫等の積極的な取り 組みが確認できる	1.0	1.0点
			実績として挙げた工事において適切な工 事管理を行ったことが確認できる	0.5	
			その他	0.0	
		当該工事の理解度・ 取り組み姿勢 (ヒアリング)	当該工事について適切に理解した上で、 施工上の提案等積極的な取り組み姿勢 が見られる	1.0	1.0点
			当該工事について適切に理解してい る	0.5	
	その他		0.0		
コミュニケーション能 力 (ヒアリング)	質問の意図を理解し、的確な応答 ができる	1.0	1.0点		
	その他	0.0			
企業 の 社会性	地理的 条件	〇〇市内に本店、支店又は営業所 あり	1.0	1.0点	
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく 活動実績の有無	活動実績あり	2.0	2.0点	
		活動実績なし	0.0		
合計点					13.0点



ヒアリングの確認項目

必要に応じてヒアリングを行う場合の確認項目の例

- ・ 配置予定技術者の経歴・資格
- ・ 同種工事の施工経験の有無
- ・ 同種・類似工事のうち代表的な工事の概要、特に留意・工夫した点
- ・ 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・ 当該工事の質問の有無 等

